

西東京市空家等管理活用支援法人の指定に関する取扱基準

(趣旨)

第1 この基準は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援法人の指定)

第2 法第23条第1項の規定に基づく支援法人の指定について、支援法人の活用に関する西東京市（以下「市」という。）の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととする。

附 則

この基準は、令和5年12月13日から施行する。